

岩手保健医療大学における公的研究費に係る間接経費の取扱規程

(令和元年6月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、岩手保健医療大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等による研究資金をいう。
- 二 「直接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴い、研究計画の実行に直接必要な経費をいう。
- 三 「間接経費」とは、公的研究の実施に伴い、本学の研究活動の管理運営等及び研究環境の改善等に必要経費として本学が使用する経費をいう。
- 四 「研究者」とは、公的研究費を獲得した本学に所属する教員等をいう。

(規程の適用範囲)

第3条 前条第1号に掲げる以外の公的研究費を受けた場合においても、この規程を適用する。

(間接経費の譲渡)

第4条 研究者は、公的研究費の交付を受けた場合は、それに係る間接経費を本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の運用の基本方針)

第5条 間接経費は国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ。）に基づき、円滑に執行されるよう努めるものとする。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行う。

- 2 間接経費の使用に当たり、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。また、公的研究費の交付を受けた研究者に対し、間接経費の趣旨及び用途について説明するものとする。

3 間接経費は、別表の定めるところにより、公的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善及び本学全体の機能の向上に資するために必要な経費に充当する。

(間接経費の額)

第6条 間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額とし、この比率については実施状況により必要に応じて見直すものとする。

(間接経費の管理)

第7条 大学事務局(以下「事務局」という。)は、当該間接経費の執行計画及び用途について、予め、最高責任者である学長の承認を得た上で執行するものとする。

2 事務局は収支簿を作成し、適正に管理する。間接経費の執行状況について、最高責任者に報告する。

(間接経費の繰り越し)

第8条 間接経費は、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。ただし、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)による間接経費は、当該補助事業期間内に限り繰り越すことができる。

(実績報告)

第9条 間接経費の使用状況については事務局が、当該年度終了後に「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」を作成して最高責任者に報告し、本学に公的研究費を交付した機関に報告するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、教授会で行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

間接経費の主な用途

岩手保健医療大学において当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

第1 管理部門に係る経費

一 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

二 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

第2 研究部門に係る経費

一 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

二 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

三 研究室の整備、維持及び運営経費

四 設備の整備、維持及び運営経費

五 ネットワークの整備、維持及び運営経費

六 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

七 図書館の整備、維持及び運営経費

など

第3 その他の関連する事業部門に係る経費

一 研究成果展開事業に係る経費

二 広報事業に係る経費

第4 上記以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合は、執行することを可能とする。なお、直接経費として、充当すべきものは対象外とする。